



青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ
実行委員会

第4回常任委員会



青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

令和6年11月18日(月)

ウェディングプラザアラスカ 地下1階 サファイア

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第 4 回 常 任 委 員 会 資 料 目 次

○会次第		P. 1
○報告事項 1	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ・障スポ準備経過について	P. 2
○報告事項 2	各専門委員会の審議結果について	P. 3
○報告事項 3	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ宿泊要項案について	P. 5
○第 1 号議案	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポの会場変更について（案）	P. 10
<参考>		
	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則	P. 11
	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会組織構成図	P. 16
	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会常任委員会名簿	P. 17
	青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会名簿	P. 19

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第4回常任委員会 次第

日時：令和6年11月18日（月）13：30～14：00

場所：ウェディングプラザアラスカ 地下1階 サファイア

1 開 会

○あいさつ 副委員長 奥田 忠雄

2 報 告

- 報告事項1 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ準備経過について
- 報告事項2 各専門委員会の審議結果について
- 報告事項3 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ宿泊要項案について

3 議 事

○第1号議案 青の煌^{きら}めきあおもり国スポの会場変更について（案）

4 閉 会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過

第3回常任委員会（令和6年7月29日）開催以降の準備経過は以下のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年 8月20日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ公式ポスター決定
9月21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ「開催2年前イベント」を開催
10月22日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回宿泊専門委員会を開催
10月22日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回水泳（飛込）専門委員会を開催
11月 8日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回馬術競技運営専門委員会を開催
11月12日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第16回総務企画専門委員会を開催
11月15日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第7回式典専門委員会を開催

※これまでの準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



各専門委員会の審議結果

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第13条第2項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について下記のとおり報告する。

○宿泊専門委員会

[第6回]

開催日時：令和6年10月22日（火）

審議事項：青の煌^{きら}めきあおもり国スポ宿泊要項（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○水泳（飛込）競技運営専門委員会

[第5回]

開催日時：令和6年10月22日（火）

審議事項：なし（報告のみ）

○馬術競技運営専門委員会

[第5回]

開催日時：令和6年11月8日（金）

審議事項：青の煌^{きら}めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル（案）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ馬術競技会輸送・交通実施計画（案）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ馬術競技会警備・消防防災実施計画（案）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ馬術競技会運営ボランティア募集要項（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○総務企画専門委員会

[第16回]

開催日時：令和6年11月12日（火）

審議事項：青の煌^{きら}めきあおもり国スポの会場変更について（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○式典専門委員会

[第7回]

開催日時：令和6年11月15日（金）

審議事項：なし（報告のみ）

※各専門委員会の詳細につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
ホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



青の煌めきあおもり国スポ 宿泊要項（案）

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2) 報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4（1）に掲げる者	3,500円 ～18,000円	2,800円 ～14,400円	2,450円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4（2）に掲げる者		2,800円 ～14,400円	2,450円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税（導入している地域のみ）については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4（1）に掲げる者	2,800 円～14,400 円	3,150 円～16,200 円
4（2）に掲げる者		2,450 円～12,600 円

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 9 日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）または本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。

ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和8年8月30日(日)15時から令和8年10月21日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)

により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行くものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第80回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行くものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うこと

を認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

(4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、青森県産の食材を積極的に活用する。

(2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む）	1,100 円以内（税抜）

11 その他

(1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

(2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

青の煌めきあおもり国スポの会場変更について（案）

青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場を屋外開催（カクヒログループアスレチックスタジアム）から屋内開催（マエダアリーナ）へ変更したい。

1 概要

本県で2026年に開催する第80回国民スポーツ大会の総合開会式が10月10日（土）カクヒログループアスレチックスタジアムで開催することが2023年12月8日開催の令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会で決定したことから、開催2年前（2024年10月10日（木））会場実査を行い、雨天対策を踏まえ会場の変更を検討。

2 開催会場の地理的事情

日程 令和6年10月10日（木） 15時現在 気温15℃

天候 小雨・やや風が強い

会場地周辺の特徴 カクヒログループアスレチックスタジアムは東岳の麓に位置し陸奥湾からの浜風が影響して、青森市内に比べて風が強い状況

3 北国ならではの式典

2023年の鹿児島特別国体及び2024年の佐賀国スポの式典終了後に雨が降ってきたが、鹿児島の際は雨合羽を配布、佐賀国スポの際は天気予報的には降雨の可能性は低く想定していなかったため配布していない。

本県では、同じように雨対応として雨合羽の配布では、防寒対策にはならず選手達にとっては厳しい環境となることから、荒天時対策と違う気温が低い地域での雨対策としての屋内開催が望ましい。

4 会場変更の考え方

3つの‘S’と‘C’が縊り成す「あおもりBOX」の創出として、Sは、Safety（安全）、Smart（スリム・手際が良い）、Simple（シンプル・簡素）、Cとは、Compact（コンパクト）、Change（転換・移行）、Challenge（挑戦）の頭文字であり、それらが縊り成してアリーナというBOXを創出（式典を開催）し、凝縮された「あおもりの魅力」を全国へ発信するもの。

なお、会場の規模が縮小等によることのほか、

- ・総合開会式における選手の拘束時間の見直し
- ・総合開会式入場前の整列・待機時間の短縮
- ・着座スタイルでの式典参加と参加選手団の参集範囲限定
- ・総合閉会式の事前入場

などにより、総じて選手の負担軽減、スマートな式典運営を目指すとともに、相乗効果として、障スポ会場と同一会場での式典開催となることから効率的な式典運営の実現や仮設工費・輸送・警備等の各種経費の節減が図られる。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・障スポ」という。）を青森県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国スポ・障スポ開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国スポ・障スポにおける実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 国スポ・障スポ開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 国スポ・障スポ開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 冬季大会との連携に関すること。
- (6) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他国スポ・障スポを開催するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか国スポ・障スポ開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 国スポ・障スポの開催に必要な方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、

その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成30年7月10日一部改正)

この会則は、平成30年8月30日から施行する。

附 則 (令和5年8月31日一部改正)

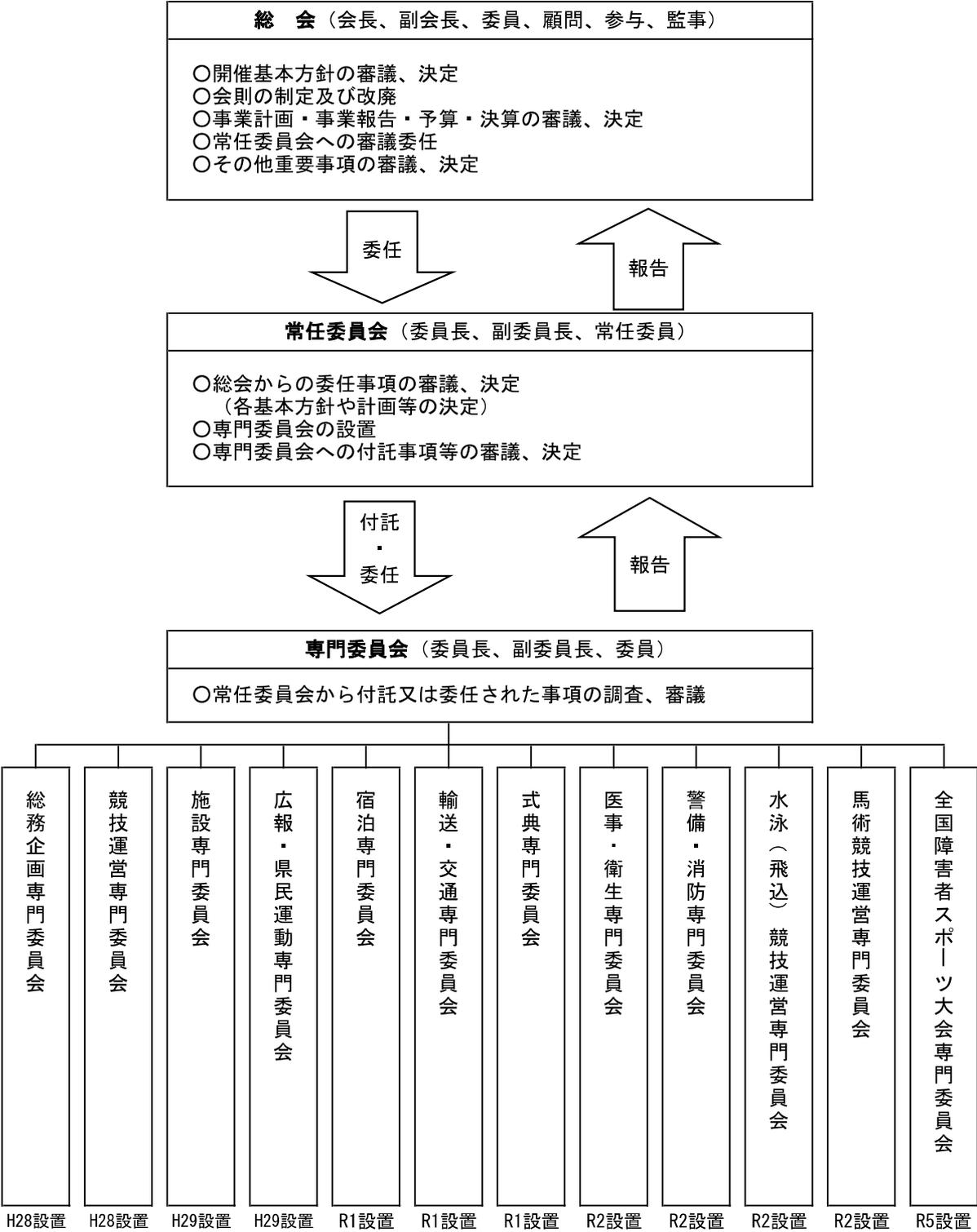
1 この会則は、令和5年8月31日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、

又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第80回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 組織構成図



(参考資料3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会常任委員会 名簿

NO	常任委員会役職	委員会役職	機関・団体名及び役職	氏名
1	委員長	会長	青森県知事	宮下 宗一郎
2	副委員長	副会長	青森県議会議長	丸井 裕
3	副委員長	副会長	青森県副知事	小谷 知也
4	副委員長	副会長	青森県副知事	奥田 忠雄
5	副委員長	副会長	青森県教育委員会教育長	風張 知子
6	副委員長	副会長	公益財団法人青森県スポーツ協会会長	柏木 司
7	副委員長	副会長	青森県市長会会長	西 秀記
8	副委員長	副会長	青森県町村会会長	小又 勉
9	副委員長	副会長	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長	東山 国男
10	常任委員	委員	青森県議会副議長	寺田 達也
11	常任委員	委員	青森県議会総務政策子ども委員会委員長	花田 栄介
12	常任委員	委員	青森県議会環境厚生委員会委員長	大崎 光明
13	常任委員	委員	青森県議会農林水産委員会委員長	福士 直治
14	常任委員	委員	青森県議会経済交通観光委員会委員長	小比類巻 正規
15	常任委員	委員	青森県議会文教公安委員会委員長	木明 和人
16	常任委員	委員	青森県議会建設危機管理委員会委員長	夏堀 浩一
17	常任委員	委員	青森県スポーツ推進議員連盟会長	清水 悦郎
18	常任委員	委員	青森県病院事業管理者	大山 力
19	常任委員	委員	青森県警察本部長	小野寺 健一
20	常任委員	委員	青森県総務部長	澤 純市
21	常任委員	委員	青森県財務部長	千葉 雄文
22	常任委員	委員	青森県総合政策部長	奈良 浩明
23	常任委員	委員	青森県子ども家庭部長	若松 伸一
24	常任委員	委員	青森県交通・地域社会部長	船木 久義
25	常任委員	委員	青森県環境エネルギー部長	坂本 敏昭
26	常任委員	委員	青森県健康医療福祉部長	守川 義信
27	常任委員	委員	青森県経済産業部長	三浦 雅彦
28	常任委員	委員	青森県観光交流推進部長	齋藤 直樹
29	常任委員	委員	青森県農林水産部長	成田 澄人
30	常任委員	委員	青森県土整備部長	古市 秀徳
31	常任委員	委員	青森県危機管理局長	豊島 信幸
32	常任委員	委員	青森県国スポ・障スポ局長	出崎 和夫
33	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	大沢 陽子

(参考資料3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会常任委員会 名簿

NO	常任委員会役職	委員会役職	機関・団体名及び役職	氏名
34	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	山本恒太
35	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	森内之保留
36	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	津田英一
37	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	米内正明
38	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	小山内修
39	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	花田慎
40	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	橋場保人
41	常任委員	委員	青森県スポーツ推進審議会会長	花田慎
42	常任委員	委員	青森県スポーツ推進委員協議会会長	目澤伸一
43	常任委員	委員	特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟会長	山口龍城
44	常任委員	委員	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会理事長	高杉勝彦
45	常任委員	委員	青森県市議会議長会会長	奈良岡隆
46	常任委員	委員	青森県町村議会議長会会長	松林義光
47	常任委員	委員	青森県市町村教育委員会連絡協議会会長	工藤裕司
48	常任委員	委員	青森県中学校体育連盟会長	太田尚人
49	常任委員	委員	青森県高等学校体育連盟会長	岡一仁
50	常任委員	委員	青森県小学校長会会長	澤田裕一
51	常任委員	委員	青森県中学校長会会長	近藤鉄也
52	常任委員	委員	青森県高等学校長協会会長	高橋英樹
53	常任委員	委員	青森県私立中学高等学校長協会会長	里村智彦
54	常任委員	委員	青森県特別支援学校校長会会長	柿崎朗
55	常任委員	委員	青森県商工会議所連合会会長	倉橋純造
56	常任委員	委員	青森県商工会連合会会長	一戸善正
57	常任委員	委員	青森県中小企業団体中央会会長	櫛引利貞
58	常任委員	委員	一般社団法人青森県経営者協会会長	七尾嘉信
59	常任委員	委員	青森経済同友会代表幹事	佐藤健一
60	常任委員	委員	公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長	比内理佑
61	常任委員	委員	公益社団法人青森県バス協会会長	工藤清
62	常任委員	委員	公益社団法人青森県観光国際交流機構理事長	三上千春
63	常任委員	委員	公益社団法人青森県医師会会長	高木伸也
64	常任委員	委員	社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	高杉金之助
65	常任委員	委員	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会理事長	小関幸一
66	常任委員	委員	青森県地域婦人団体連合会会長	外崎れい子

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 専門委員会名簿
(◎委員長、○副委員長)

総務企画専門委員会 (16名) 令和6年7月12日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
市町村関係	青森県市長会 事務局長	舘山 新
	青森県町村会 常務理事兼事務局長	原田 啓一
体育・スポーツ関係	◎公益財団法人青森県スポーツ協会 専務理事	宇野 武
	青森県スポーツ推進審議会 委員	増田 あけみ
	特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟 事務局長	葛西 のり子
学校関係	青森県高等学校体育連盟 副会長	三浦 真
	青森県中学校体育連盟 副会長	大友 啓文
福祉・障がい者関係	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会 事務局長	福沢 和彦
学識経験者	○青森明の星短期大学 学長	花田 慎
経済・産業関係	青森県商工会議所連合会 事務局長	鈴木 匡
	青森県商工会連合会 事務局長	時田 佳明
県関係	財務部市町村課 課長	平尾 悠樹
	総合政策部総合政策課 課長	田澤 謙吾
	健康医療福祉部障がい福祉課 課長	千田 昭裕
	観光交流推進部観光政策課 課長	工藤 泰正
	教育庁スポーツ健康課 課長	坂本 雄大

競技運営専門委員会 (15名) 令和6年7月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
体育・スポーツ関係	◎公益財団法人青森県スポーツ協会 競技力向上委員長	津田 英一
	○公益財団法人青森県スポーツ協会 スポーツ振興課長(事務局次長)	蛭名 友実
	一般財団法人青森陸上競技協会 副会長	對馬 拓
	一般社団法人青森県水泳連盟 副理事長(事務局長)	岩淵 融義
	一般社団法人青森県サッカー協会 常任理事	石原 静子
	青森県テニス協会 理事長	越 善隆
	青森県バレーボール協会 理事長	齋藤 達人
	一般財団法人青森県バスケットボール協会 専務理事	荒谷 修平
	青森県柔道連盟 理事長(事務局長)	盛 広
学校関係	青森県中学校体育連盟 理事長	塩谷 貴
	青森県高等学校体育連盟 理事長	坂本 浩一
学識経験者	青森県立中央病院整形外科 部長	佐藤 英樹
	公立大学法人青森公立大学経営経済学部経営学科 教授	金子 輝雄
	八戸学院大学健康医療学部 講師	工藤 祐太郎
県関係	教育庁スポーツ健康課 課長	坂本 雄大

広報・県民運動専門委員会 (28名) 令和6年6月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
報道関係	○青森放送株式会社 報道部長	田中 次郎
	株式会社青森テレビ 報道制作局次長	鎌田 裕一
	青森朝日放送株式会社 報道制作局次長	葛西 孝之
	日本放送協会青森放送局 コンテンツセンター長	小笠原 勤
	株式会社東奥日報社 報道部次長	小橋 徹
	株式会社陸奥新報社青森支社 編集部長	石黒 全
	株式会社デリー一東北新聞社青森支社 編集部長	田中 秀知
	株式会社エフエム青森 放送部副部長	伊藤 和人
	青森ケーブルテレビ株式会社 放送部長	齊藤 淳一
	経済・産業関係	青森県商工会議所連合会(青森商工会議所) 中小企業相談所長
青森県商工会連合会 総務組織課長		山田 剛
青森県中小企業団体中央会 事務局長		船水 礼子
観光関係	公益社団法人青森県観光国際交流機構 事務局長	森 庸宏
学識経験者	◎公立大学法人青森公立大学 教授	香取 真理
社会・福祉関係	社会福祉法人青森県社会福祉協議会 事務局長	高橋 金一
	公益財団法人青森県老人クラブ連合会 事務局長	五戸 秀樹
	青森県地域婦人団体連合会 事務局長	宮川 春子
スポーツ関係	青森県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 幹事長	鹿内 葵
学校関係	青森県小学校長会 研修副部長	津嶋 一史
	青森県中学校長会 会長	近藤 鉄也
	青森県高等学校校長協会 副会長	小森 直樹
	青森県特別支援学校校長会 副会長	石戸谷 恒鋭
	青森県私立中学高等学校校長協会 事務局長	嶋津 泰久
市町村関係	青森市企画部広報聴取課 課長	嶋海 則子
	おいらせ町総務課 課長	成田 光寿
県関係	総務部広報聴取課 課長	木村 真一
	交通・地域社会部地域生活文化課 課長	小笠原 徹
	観光交流推進部観光政策課 課長	工藤 泰正

施設専門委員会（16名）

令和6年7月8日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
学識経験者	◎八戸工業高等専門学校 准教授（青森県都市計画審議会会長）	馬 渡 龍
スポーツ関係	○青森県スポーツ施設協会 会長	山 田 友 貴
	公益財団法人青森県スポーツ協会 総務課長	菊 池 啓 子
社会・福祉関係	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会 事務局長	蝦 名 良 孝
学校関係	青森県高等学校長協会 副会長	古 川 浩 樹
	青森県私立中学高等学校長協会 副会長	橋 場 保 人
市町村関係	青森県市長会 事務局長	館 山 新
	青森県町村会 総務課副参事	上 原 俊 一 郎
県関係	財務部市町村課 課長	平 尾 悠 樹
	健康医療福祉部障がい福祉課 課長	千 田 昭 裕
	県土整備部道路課 課長	鈴 木 英 宗
	県土整備部港湾空港課 課長	橋 本 公 学
	県土整備部都市計画課 課長	垂 井 祐 司
	県土整備部建築住宅課 課長	木 村 博 隆
	教育庁学校施設課 課長	福 士 浩 司
	教育庁スポーツ健康課 課長	坂 本 雄 大

宿泊専門委員会（11名）

令和6年8月29日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
宿泊・観光関係	◎青森県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	福 士 圭 介
	公益社団法人青森県観光国際交流機構 専務理事	秋 田 佳 紀
	一般社団法人日本旅行業協会東北支部青森地区委員会 委員長	米 村 祐 一
	一般社団法人青森県旅行業協会 会長	片 野 治
食品・衛生関係	○公益社団法人青森県栄養士会 会長	齋 藤 長 徳
	一般社団法人青森県食品衛生協会 会長	畑 中 和 紀
	一般社団法人青森県調理師会 会長	浪 内 通
体育・スポーツ関係	公益財団法人青森県スポーツ協会 事務局次長	蝦 名 友 実
県関係	健康医療福祉部保健衛生課 課長	田 中 純
	農林水産部食ブランド・流通推進課 課長	佐 藤 新 吾
	観光交流推進部観光政策課 課長	工 藤 泰 正

輸送・交通専門委員会（20名）

令和6年4月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
輸送関係	◎公益社団法人青森県バス協会 専務理事	池 田 守
	○東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社青森支店 支店長	角 谷 公 博
	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前駅 駅長	田 口 義 則
	青い森鉄道株式会社 運輸部長	瓜 田 智 寛
	一般社団法人青森県タクシー協会 専務理事	平 尾 洋
	青森県レンタカー協会 会長	須 藤 秀 光
	日本航空株式会社青森支店 支店長	小 出 健 也
	全日本空輸 青森営業所 課長	柳 沼 茂 敏
	株式会社フジドリームエアラインズ青森空港支店 支店長	小 幡 一 久
	東日本高速道路株式会社東北支社青森管理事務所 管理担当課長	坂 本 正 城
	東日本高速道路株式会社東北支社八戸管理事務所 管理担当課長	荒 川 亨
	国の機関	国土交通省東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所 副所長		阿 保 和 徳
開・閉会式会場地市町村	青森市都市整備部都市政策課 課長	武 田 泰 孝
体育・スポーツ関係	公益財団法人青森県スポーツ協会 事務局次長	蛭 名 友 実
県関係	青森県警察本部交通部交通規制課 課長	小 谷 浩 信
	健康医療福祉部障がい福祉課 課長	千 田 昭 裕
	鉄道対策課 課長	菊 池 礼 仁
	県土整備部道路課 課長	鈴 木 英 宗
	県土整備部港湾空港課 課長	橋 本 公 学

式典専門委員会（20名） 令和6年10月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
市町村関係	青森市経済部国スポ・障スポ大会推進課 課長	田澤 康 治
体育・スポーツ関係	公益財団法人青森県スポーツ協会 副会長	大沢 陽 子
	特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟 事務局長	葛西 のり子
	○青森県女子体育連盟 会長	増田 あけみ
	青森県体操協会 理事	荒川 栄
	青森県エアロビック連盟 理事	中村 俊 子
学校関係	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会 会長	東山 国 男
	青森県小学校長会 総務部長	菊池 信 吾
	青森県中学校長会 広報委員長	佐藤 研
	青森県高等学校長協会 副会長	古川 浩 樹
	青森県私立中学高等学校長協会	今 卓 也
学識経験者	◎青森大学社会学部 特任教授	木村 禎 子
経済・産業、社会教育関係	一般社団法人青森県文化振興会議 専務理事	笠 島 明
	青森県吹奏楽連盟 理事長	逢坂 清 悦
	青森県合唱連盟 理事長	鳴海 憲 孝
報道関係	日本放送協会青森放送局 コンテンツセンター長	辻村 成 子
県関係	健康医療福祉部障がい福祉課 課長	小笠原 勤
	交通・地域社会部地域生活文化課 課長	小笠原 徹
	青森県警察本部警務部警務課 課長	千田 昭 裕
		野 里 和 保

医事・衛生専門委員会（11名） 令和6年4月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
医療関係	◎公益社団法人青森県医師会 常任理事	佐藤 衛
	一般社団法人青森県歯科医師会 副会長	工藤 眞 裕
	一般社団法人青森県薬剤師会 副会長	齋藤 武
	公益社団法人青森県看護協会 常務理事	前田 隆 子
	日本赤十字社青森県支部 事務局長	神 登喜彦
食品・衛生関係	○一般社団法人青森県食品衛生協会 会長	畑 中 和 紀
	青森県保健所長会 会長	齋藤 和 子
県関係	健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課 課長	三村 光 司
	健康医療福祉部医療薬務課 課長	齋藤 暢 人
	健康医療福祉部保健衛生課 課長	田 中 純
	環境エネルギー部環境政策課 課長	上村 隆 之

警備・消防専門委員会（8名） 令和6年4月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
消防関係	◎青森県消防長会 会長	村上 靖
	青森地域広域事務組合消防本部警防課 課長	工藤 弘 樹
警察関係	○青森県警察本部警備部警衛対策課 課長	中村 健 一
県関係	教育委員会スポーツ健康課 課長	坂本 雄 大
	危機管理局防災危機管理課 課長	気田 理一郎
	危機管理局消防保安課 課長	奈良 康 明
	健康医療福祉部障がい福祉課 課長	千田 昭 裕

水泳（飛込）競技運営専門委員会（18名） 令和6年4月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
競技団体関係	◎一般社団法人青森県水泳連盟 理事長	江良 直 志
	○一般財団法人宮城県水泳連盟 副会長兼理事長	千葉 和 喜
行政関係（県外）	宮城県企画部スポーツ振興課 課長	見田 茂 紀
	利府町企画部スポーツ振興課 課長	門田 唯 志
体育・スポーツ関係	公益財団法人宮城県スポーツ協会 事業企画部長	阿部 正
	公益財団法人青森県スポーツ協会 総務課長	菊池 啓 子
	一般財団法人宮城県水泳連盟 飛込委員長	笠井 学
	一般社団法人青森県水泳連盟 飛込委員	貝吹 啓 靖
警察関係	塩釜警察署 署長	高嶋 文 智
衛生関係	宮城県塩釜保健所 所長	鈴木 陽
医療関係	公益社団法人宮城県塩釜医師会 理事	藤原 竹 彦
消防関係	利府消防署 署長	工藤 崇 宏
地元関係 （R6より委員委嘱）	行政区長会 会長	菅原 幸
	利府町体育協会 会長	大泉 一 雄
	利府松島商工会 副会長	佐藤 知 樹
	利府町観光協会 会長	菅原 幹 雄
	㈱ジェイエイ仙台直販課業務部経済担当 次長	今野 和 幸
	利府町社会福祉協議会 会長	伊藤 三 男

馬術競技運営専門委員会（17名）

令和6年4月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
競技団体関係	◎青森県馬術連盟 理事長	佐藤 一馬
	○山梨県馬術連盟 理事長	田中 光法
体育・スポーツ関係	公益財団法人山梨県スポーツ協会 スポーツ振興課長	辻 昌彦
	北杜市スポーツ協会 会長	山田 輝夫
	公益財団法人青森県スポーツ協会 総務課長	菊池 啓子
衛生関係	山梨県中北保健所 保健所長	津金 永二
警察関係	北杜警察署 次長	古屋 慶次
市町村関係（県外）	北杜市産業観光部観光課 課長	土屋 直己
	北杜市教育部生涯学習課 課長	田丸 敬一
消防関係	北杜消防署 署長	横森 弘一
県関係	農林水産部畜産課 課長	田中 慎一
馬事衛生関係	山梨県農政部畜産課 課長	相川 忠仁
	山梨県西部家畜保健衛生所 所長	土橋 宏司
	つがる広域家畜保健衛生所 所長	村井 孝生
	公益社団法人山梨県獣医師会 理事	野村 努
	公益社団法人青森県獣医師会 事務局長	盛田 淳三
施設関係	公益財団法人山梨県馬事振興センター 専務理事	渡邊 聡尚
地域協力団体	北杜市商工会 事務局長	山内 一寿
	一般社団法人北杜市観光協会 事務局長	浅川 英三
	北杜市行政区小淵沢町地区 代表区長	仁科 陽一
	社会福祉法人北杜市社会福祉協議会 事務局長	清水 市三

全国障害者スポーツ大会専門委員会（42名）

令和6年8月1日現在

分野	機関・団体名及び役職名	氏名
障害者スポーツ関係	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会 理事長	高杉 勝彦
	青森県障害者スポーツ指導員会 会長	福沢 和彦
障害者団体関係	◎一般財団法人青森県身体障害者福祉協会 会長	東山 国男
	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会 会長	佐々木 秀勝
	一般社団法人青森県ろうあ協会 副会長	中川原 輝信
	○一般社団法人青森県手をつなぐ育成会 理事長	小関 幸一
	青森県精神保健福祉協会 会長	田崎 博一
	社会福祉法人青森県社会福祉協議会 事務局長	高橋 金一
学校関係	青森県特別支援学校校長会 青森県特別支援学校スポーツ連盟会長	湯田 秀樹
	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校校長協議会 会長	石田 睦子
	公益財団法人青森県スポーツ協会 専務理事	小笠原 博
競技団体関係	一般財団法人青森陸上競技協会 副会長	高田 雄司
	一般社団法人青森県水泳連盟 バラスポーツ委員会委員長	長尾 信稔
	青森県アーチェリー協会 副会長	小田桐 穂
	青森県卓球連盟 バラ卓球委員会委員長	齋藤 幸子
	青森県障害者フライングディスク協会 会長	齋藤 誠
	青森県ボウリング連盟 名誉会長	幸林 周逸
	一般財団法人青森県バスケットボール協会 専務理事	荒谷 修平
	青森県車椅子バスケットボール連盟 副会長	宮本 富樹
	青森県ソフトボール協会 理事長	安藤 智史
	青森県バレーボール協会 参与	小松崎 明
	一般社団法人青森県サッカー協会 会長	大南 博義
	青森県ポッチャ協会 代表理事	榎引 宏一
	青森県軟式野球連盟 理事長	小野 元樹
	公益社団法人青森県バス協会 専務理事	池田 守
輸送・交通関係	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事	吉田 直哉
	公益社団法人青森県観光国際交流機構 事務局長	森 庸宏
市町村関係	青森県市長会 事務局長	館山 新
	青森県町村会 常務理事兼事務局長	原田 啓一
	青森市 経済部 国スポ・障スポ大会推進課 主幹	藤田 信弘
	弘前市 健康こども部 スポーツ局 国スポ・障スポ推進課 課長	古山 潤
	八戸市 観光文化スポーツ部 国民スポーツ大会準備室 室長	竹井 秀帆
	五所川原市 福祉部 福祉政策課 課長	鎌田 郁
	つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室 室長	佐藤 公俊
	十和田市教育委員会 国スポ・障スポ大会準備室 室長	成田 聖徳
	三沢市 市民生活部 国スポ・障スポ推進室 室長補佐	熊野 真希
	むつ市 市民生活部 国スポ・障スポ推進課 課長	林 力
	東北町 社会教育スポーツ課 課長	甲地 徳彦
	おいらせ町 介護福祉課 課長	澤頭 則光
	県関係	健康医療福祉部 障がい福祉課 課長
教育庁学校教育課 特別支援教育推進室長		相馬 力
教育庁スポーツ健康課 課長		坂本 雄大